

新旧対照表

○神奈川県福祉の街づくり条例施行規則

新			旧		
神奈川県福祉の街づくり条例施行規則			神奈川県福祉の街づくり条例施行規則		
第1条～第13条（略） 別表第1（第1条の2、第4条関係）			第1条～第13条（略） 別表第1（第1条の2、第4条関係）		
公共的施設	用途	指定施設の規模等	公共的施設	用途	指定施設の規模等
1～4（略）			1～4（略）		
5 商業施設	(1)（略）		5 商業施設	(1)（略）	
	(2) 金融機関の施設のうち次に掲げるものの用に供するもの ア 農林中央金庫の事務所 イ 株式会社商工組合中央金庫の事務所 ウ 日本銀行の支店及び出張所 エ～キ（略） ク 株式会社日本政策金融公庫の事務所 ケ 株式会社日本政策投資銀行の事務所 コ 信用金庫法（昭和26年法律第238号）による信用金庫の事務所 サ 長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第2条に規定する長期信用銀行の本店、支店その他の営業所 シ 労働金庫法（昭和28年法律第227号）による労働金庫の事務所 ス 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所	すべてのもの		(2) 金融機関の施設のうち次に掲げるものの用に供するもの ア 農林中央金庫の事務所 イ 商工組合中央金庫の事務所 ウ 日本銀行の支店及び出張所 エ～キ（略） ク 国際協力銀行の事務所 ケ 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫の事務所 コ 日本政策投資銀行の事務所 サ 信用金庫法（昭和26年法律第238号）による信用金庫の事務所 シ 長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第2条に規定する長期信用銀行の本店、支店その他の営業所 ス 労働金庫法（昭和28年法律第227号）による労働金庫の事務所 セ 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所	すべてのもの
	(3)（略）			(3)（略）	
6～18（略）			6～18（略）		

